



飯山チアリーダースチーム

11月12日、飯山市文化交流館「なちゅら」で長野県青少年健全育成県民大会が開催されました。大会で、阿部知事は「長野県子どもを性被害から守るための条例の制定は、インターネット等の普及による社会情勢に対応するものであり、県民運動とリンクすることにより相乗効果が生じ、子どもたちを守ることができる」とあいさつされました。

また、アトラクションとして飯山チアリーダースチームの皆さんによる素晴らしい演技の披露もありました。

飯山市で県青少年健全育成県民大会が開催される

安曇野市

青少年センターだより

第7号

平成29年3月

編集発行

安曇野市青少年センター

安曇野市教育委員会生涯学習課

事務局：生涯学習課社会教育担当

〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

TEL 0263・71・2000 FAX 71・5000

子どものスマホやインターネットのトラブル事例と対処
～安曇野市青少年センター講演会～

11月6日、市役所4階大会議室において、安曇野市青少年センター主催の講演会が開催されました。

講師にセーフティネット総合研究所において専務理事を務めるかたわら、長野県警察サイバー犯罪対策アドバイザーを務める南澤信之先生をお迎えし、「子どものスマホやインターネットのトラブル事例と対処」と題して講演をしていただきました。

知らない内にトラブルに巻き込まれる子どもたち

友達に発信した情報（動画、写



南澤 信之先生

真等）が、いつの間にかツイッターやLINEを通して自分の知らない人が見えています。一度配信した情報は拡散のスピードが速く、情報を止めることができない。そして知らない内にトラブルに巻き込まれるといった事例が起きています。

子どもがスマホやインターネットを利用する場合、保護者の監督が絶対が必要です。

親子で必ず守る8つのルール

○利用する前に

- ① 何のために、何を利用するのか保護者としつかり話し合う
- ② 必ず「本体」「利用したいアプリ」を保護者に「設定」してもらってから利用する

○利用するとき

- ③ 誰が見ていても大丈夫か、という意識を常に持つこと
- ④ 保護者が「見せない」と言ったら、必ず「見せる」こと
- ⑤ SNSの場合、誰とつながっているか、相手を保護者に伝える
- ⑥ 長くとも60分、夜9時には止めて、保護者に渡す

○普段から

- ⑦ 少なくとも、利用した時間と同じだけ、家族と顔を見て会話を

すること
⑧ どんな些細な事でも、必ず保護者に話をする

中高生の広場 茅野市CHUKOらんどチノチノを視察

10月11日、市青少年センター運営委員会は茅野市の『CHUKOらんどチノチノ』の視察を行いました。

『CHUKOらんどチノチノ』は、中高生が楽しめ集まりやすくなるように「夢や希望をかなえる広場」「中高生の居場所」として平成14年に、茅野駅前ビル「ベルピア」内に設置されました。

利用する子どもたちが自ら組織する「子ども運営委員会」において、イベントの企画・運営、利用上の規則の見直しが積極的に行われています。必要に応じて大人の「サポーター委員会」との合同会議を開催し、子どもたちが困っているときには、アドバイスや手助けを受けています。

学習室、ダンス室、音楽室、食堂などの空間を一日40～50人の中高生が楽しく利用しています。

知っておきたい

ネット・スマホの安全教室⑥

ショッピングサイトなどからの思いがけない代金請求や詐欺

○ショッピングサイトなどの利用に伴う代金詐欺

ネットショッピングで、お金を支払ったにも関わらず、商品が送られてこないといった被害が起こっています。

・ ネットショッピングで、子どもが商品を購入するときには保護者に必ず相談するルールを徹底させましょう。

・ 子どもが扱う携帯電話やスマホやパソコンは、安易にショッピングができないように、ファイルタリングを設定しましょう。

○ワンクリック請求などの不当請求

従来のワンクリック請求は、「無料」と表示されたアダルトサイトから突然高額な請求が届くという事例が多かったのですが、最近は、アダルトとは関係のないウェブサイトで請求

や、意図せずにアダルトサイトに誘導されて請求を受ける事例が増えています。

・ 古い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのウェブサイトでアダルトサイトに誘導されることもあることを、子どもに注意しましょう。

・ 「登録ありがとうございます」などと画面に表示されたり、メールが届いたりしても、慌てて業者へ連絡を取る必要はありません。相手に個人情報を知らせることになるので大変危険です。

・ 利用料金を請求されても、契約が成立していない場合が多いため、言われるままに支払わないようにしましょう。また、契約が成立した場合であっても、保護者が同意していない契約や、子ども（未成年）の小遣いの範囲を超えた契約は取り消すことができます。

青少年相談窓口をご利用ください

誰にも相談できず一人で悩んでいる児童・生徒の皆さん、子どものことで悩んでいるお父さん、お母さん等、気軽にセンターへ電話ください。メールでの相談も受け付けています。一緒に解決の糸口を見つけましょう。

青少年センターでは、家庭での引きこもり、学校での交友関係やネットいじめ、不登校、万引きや家庭内暴力等の問題行動、自分自身のこと等、青少年に関する相談を受け付けています。

●電話・面接での相談 TEL 71・2462（月曜日～金曜日：午前9時～午後5時）

●電子メールでの相談 URL seishonen@city.azumino.nagano.jp（24時間受付）